



主な話題

- p 02 検診(健診)についてのお知らせ
p 04 みんなでつくる共生社会～共に生き 共に考える 明日を～
p 07 消防本部・笹野消防署新庁舎が完成しました

消費生活
相談水回りの修理などの「暮らしのレスキューサービス」
トラブルに注意！

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

トイレの修理、水漏れ・排水管等の詰まりの修理、鍵の修理・交換、害虫・害獣等の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」において、消費者トラブルが増加しています。最近、インターネット上の広告を見た消費者が事業者に連絡を取り、作業後に「当初見ていた広告とはかけ離れた金額を請求された」という相談が多くみられます。緊急を要するトラブルの発生に備えてトラブル事例や対処法を知り、落ち着いて行動できるようにしましょう。



トラブルに遭わないためには

- ▽事前に、信頼のおける事業者を探しておく。
- ▽緊急を要するトラブルの発生に備え、初期対応について調べておく。
- ▽インターネット上の広告や電話で説明された料金をうのみにしない。
- ▽電話で申し込む際には、出張料、点検料など修繕費用の概算を確認する。
- ▽事業者が点検し故障の原因が分かったら、修理費の見積もりを書面で出してもらおう。
- ▽契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは、作業をはっきりと断る。
- ▽契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討する。

相談事例

【事例1】トイレが詰まったので、インターネット広告に「料金390円から」と記載された事業者に連絡をした。来訪した作業員に次々と高額な作業を提案・追加され、最終的に修理代として55万円請求された。

【事例2】「見積もり無料」の広告を見て、事業者に洗面所の水漏れを確認してもらったところ、調査費という名目で料金を請求された。



作業後に高額な料金を請求された場合は

- ▽料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない。
- ▽事業者の態度などに身の危険を感じたときは警察に連絡する。

●困ったときは、消費生活センターへご相談ください

消費者を取り巻く環境は、デジタル化の急速な進展などにより変化し、消費者被害も複雑かつ多様化しています。困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)に相談しましょう。

